

岩手県告示第142号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項の規定により、次のとおり建築士事務所に対する監督処分をした。

平成29年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 監督処分をした年月日 平成29年2月16日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名、事務所の登録の別並びに登録番号
  - (1) 名称及び所在地 エムエス建築企画一級建築士事務所 盛岡市三本柳10地割6番地15
  - (2) 開設者の氏名 佐々木 真
  - (3) 事務所の登録の別 一級建築士事務所
  - (4) 登録番号 第い(2106)1695号
- 3 監督処分の内容 登録の取消し
- 4 監督処分の原因となった事実 刑法（明治40年法律第45号）第155条第1項及び第158条第1項の罪により、平成28年5月31日に懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受け、同年6月15日に刑が確定した。このことが、法第7条第3号に規定する絶対的欠格事由に該当し、法第26条第1項第2号に該当する。